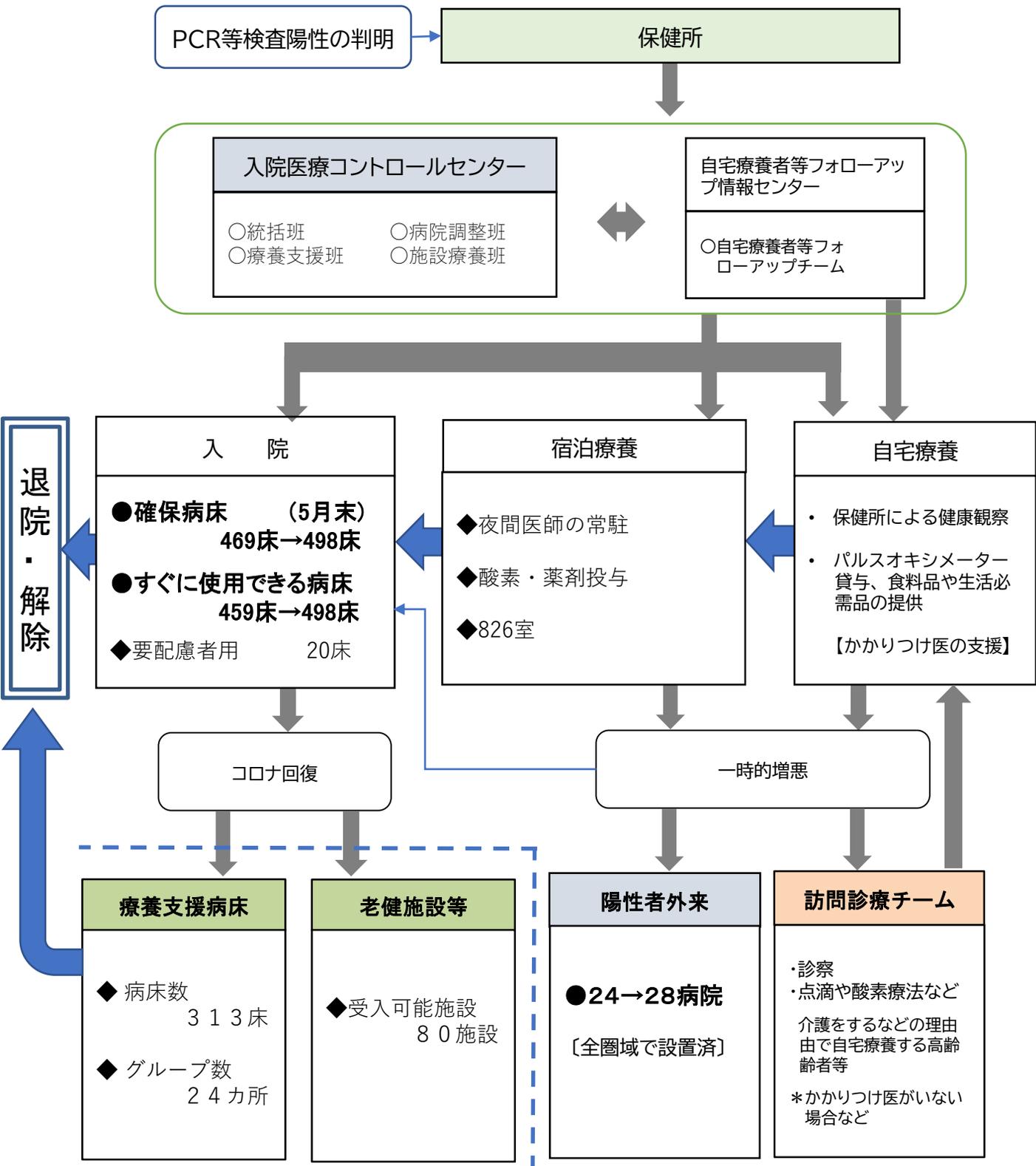


医療提供体制の拡充

医療及び療養の体制



宿泊・自宅療養体制の強化

1 宿泊療養体制の強化

(1) 健康観察

療養者の病状急変を迅速に察知するため、血中酸素飽和度を自動的にモニタリングできる機器10台を宿泊療養施設に配備

(2) 医師による夜間の対面診療の実施

夜間における療養者の病状急変に対応するため、宿泊療養施設に医師が常駐し、必要に応じて医師による対面診療を実施

(3) 酸素・薬剤投与の実施

一時的に呼吸機能が低下した療養者に対応するため、宿泊療養施設に酸素吸入の機材を配備するとともに、薬剤投与できる環境を整備

2 陽性者外来での検査実施

宿泊療養者や自宅療養者の症状等が増悪した場合、陽性者外来において胸部レントゲンや胸部CT等の検査を実施

3 訪問診療体制の拡充

自宅療養者等に対する訪問診療チームへの支援を強化し、府全域での訪問診療体制を拡充

訪問診療等を行う医療機関等に対し協力金を支給